

# 公益財団法人須賀川牡丹園保勝会役員報酬等支給基準

## 公益財団法人須賀川牡丹園保勝会定款

### 第4章 評議員

(報酬等)

第16条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うための費用を弁償することができる。

### 第6章 役員

(役員の種類及び定数)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上15人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1名を一般法人法第91条第1項第1号に規定する代表理事とし、2名以内を同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うための費用を弁償することができる。